

## 《翻 訳》

## マルサス『食糧高価論』（1800年）\*

久 松 太 郎  
 中 澤 信 彦  
 王 量 亮

- I はしがき  
 II マルサス『食糧高価論』翻訳

## I はしがき

18世紀末、ヘイスティングズからバースへ向かうある男の脳裏に、有効需要（effectual demand）についてのひとつの考えが浮かんだ。食糧価格の上昇率が、不作（稀少）によって説明されてきたその上昇率を超える現況をいかにして論証すればよいのか。彼はその論証の糸口を有効需要概念のうちに見出した<sup>1</sup>。議会が開かれるまでの公表を目論み、途上のロンドンの屋根裏部屋で2日間夢中で書き上げられた草稿は、『食糧の現在の高価格に関する研究』（以下、『食糧高価論』と略記）と題して1800年に出版された。著者は、トーマス・ロバート・マルサス（Thomas Robert Malthus, 1766-1834）である。1世紀以上後、この小冊子は、マルサスと同じケンブリッジの卒業生ジョン・メイナード・ケインズ（John Maynard Keynes, 1883-1946）によって光を当てられた<sup>3</sup>。

マルサスは経済学の研究を継続し、1800年に（『人口論』初版と同様に）匿名で『食糧の現

\*本研究はJSPS科研費18K01536および20K00926の成果の一部である。はしがき、訳、訳注、原注、参考文献の執筆を含む監訳は、基本的に久松と中澤によって行われた。一部の訳文については王による訳が使用されている。また、訳注21・30の全部および訳注16・22・28・31の一部は王によって執筆されている。なお、関西大学大学院の藤岡裕大氏と柯斌曦氏は原文頁1～12の下訳を準備し、貴重な意見を与えてくれた。採用こそしなかったものの、彼らの意見はきわめて有用であった。彼らはまた、訳文と原文頁数のずれについても指摘してくれた。ここに記して感謝申し上げます。

- 1 Keynes (1972: 88/訳120)。訳書を参考にしたが、必ずしもそれに従っていない。ケインズの紹介文はMalthus (1897: 270-71) に依拠している。
- 2 1800年11月11日、下院議会では食糧問題について討議されることになっていた（高橋1947: 190）。
- 3 マルサス『食糧高価論』は、1800年11月の初版出版後すぐに増刷されている。同年に、すなわちわずか2か月も経たないうちに出た第3版には、「稀少時における公正な価格の性質と諸限界についての例証および本国の特殊な事情へのその適用を含む」という副題が添えられている。本書を研究対象に含む邦語文献には、小林(1968; 1972)、森(1982)、中澤(2009)などがある。英語文献についてはNakazawa (2017)を参照せよ。

在の高価格に関する研究』と題する小冊子を出版した。この小冊子は、それ自体が重要であるばかりではない。それは、マルサスがリカードとの往復書簡のなかで後に発展させることになる、実際の経済問題を論じる際の<sup>アプローチ</sup>接近方針へと彼がすでに身を固めつつあったことを示すものとしても重要である——その方法は私にはきわめて共感しやすいものであり、それでいても一方のリカードの<sup>アプローチ</sup>接近法よりも正しい結論を導出しやすいものと私には思われる。しかし勝利をおさめたのはより魅力的なりカードの知的構成物であり、しかもリカードはマルサスの着想に完全に背を向けることによって100年もの間、経済学の主題を作為的な軌道に閉じ込めてしまったのである。(Keynes [1933] 1972: 87/訳 119)

次節で訳出するのはこのマルサスの『食糧高価論』である。<sup>4</sup>凡例として以下のことを述べておく。

- 1 底本には、Malthus (1800) を用いた。
- 2 原文のイタリック体は、傍点で示した。
- 3 訳文中の〔 〕は訳者による補足である。
- 4 訳文中の( )は原語である。
- 5 脚注において番号の後に〔訳注〕と付したものは訳者によるもので、それ以外は原著者による原注である。

## II マルサス『食糧高価論』翻訳

『人口の原理に関する試論』の著者(著)

\*

食糧の現在の高価格に関する研究

\*

(原文頁)

食糧価格における現在の高騰には多くの原因が帰せられてきたが、そのなかには  
1  
主要な原因が今なお発覚されずに残されていると、私には思われてならない。少なくとも、私の知る限りでの出版物や会話においてなされたこの問題に関する議論で

4 マルサス『食糧高価論』の邦訳には堀・入江(1949)があるが、その訳文には古風な言い回しが多く、誤訳と思われる箇所が少なくない数みられる。ここでは可能な限りそれらの訂正に努め、原著者マルサスの意図を理解できるように平易な文体で訳出し直した。しかしながら、ここでの試みにおいて、堀・入江訳に負うところもまた大いにあった。また本書のキーワードのひとつである scarcity には、従来の訳書や本書を対象とした研究書において「不足」や「凶荒」、「欠乏」などの訳語が充てられてきたが、ここでは「稀少」と訳出している。本書に頻出する farmer には、渡会(2000: 2)にならって、「借地農業者」の訳語を充てている。

は、生活必需品の価格騰貴に対してきわめて強力に作用してきたと私が考える原因は、未だに示唆されていないのである。疾患のなかには、治療薬はもちろんのこと、注目すべき緩和剤さえもほとんど効かないばかりか、なおかつ悪化の一途をたどりかねないものもある。このような不幸に際しては、その病気の絶望的な性質を知っておくことはとても重要である。苦痛を和らげる次の処置は、落ち着いてそれに耐えることであり、焦りや苛立ちでそれを悪化させたりしないことである。

2

常識と知識のある人々には、昨年中はどの種類の穀類もある程度稀少であったことは疑いの余地がない。しかし同時に、次のことも容認されざるをえない。すなわち、価格は、その稀少の程度から妥当すると一見して思われる水準を上回って高騰していたということである。

1799年の夏、北欧旅行の途中で私はスウェーデンを訪れていた。当時スウェーデンのいたるところで、穀物が、前年の長い干ばつのために、全般的に不足していた。ノルウェーにほど近いヴェルムランド地方では、穀物は飢饉寸前の状態で、下層階級の人々はきわめて深刻な困窮を被っていた。われわれがスウェーデンのヴェルムランドを訪れていた7月のことである<sup>6</sup>。そのとき、彼らはきわめて惨めな2種類のパンの代用品を食べることを強いられるまでに追い込まれていた。ひとつはモミの内部の樹皮から作られたものであり、もうひとつはありふれたスカンポ（sorrel）を乾燥させ粉末化したものから作られたものだった。これらの代物は、彼らの食べるライ麦パン<sup>8</sup>でよく見る形をしていたものの、味の面では似ても似つかない

5 [訳注]『人口論』第2～6版第3編第5章には、次のような脚注がある。「1800年11月公刊の『食糧の現在の高価格に関する研究』と題する小冊子を見よ。この小冊子を食糧の稀少の原因に関する研究だと誤解した者がおり、事実、この小冊子は主に単一の原因に注意を向けているため、そのような研究として不完全に見えるのも当然であろう。しかし、この小冊子の唯一の目的は、ポートランド公の手紙で述べられているように食糧の不足が4分の1である——それはきわめて真実に近いものとは私には考えたい——ことを認めるとして、食糧の価格がその稀少の程度に比べて極度に高くなっているのはなぜかについての主な理由を説明することであった」(Malthus 1986, III: 359/訳411)。ポートランド公の手紙については、脚注31を見よ。

6 [訳注] マルサスの北欧旅行の同行者は当初3名おり、オッター (William Otter, 1768-1840)、クラーク (Edward Daniel Clarke)、クラークの生徒クリップス (John Marten Cripps) であった。4人は6月21日にスウェーデンのヴェーネルスボリで別れて、マルサスとオッターはノルウェーへ、クラークとクリップスは、スウェーデンと国境を接するフィンランド北西部の町トルネオへと向かった (James 1966: 78/訳68)。

7 [訳注] マルサスが北欧旅行 (5月20日～11月初め) においてスウェーデンを訪れていたのは、6月中旬から下旬にかけて——彼の日記によると、デンマークを出てスウェーデンに入ったのは6月15日で、スウェーデンを出てノルウェーに入ったのは6月23日である——のことであった。日記では6月ではなく7月と誤記されている箇所が散見しており、編者が正しい日付に訂正している (James 1966: 67-85/訳55-76)。『食糧高価論』の本文で「われわれがスウェーデンのヴェルムランドを訪れていた7月」と誤記されていることから、小冊子のこの部分が日記に依拠した記述であったと推察される。なお、James (1979: 88) は、「彼〔マルサス〕の小冊子〔『食糧高価論』〕における記述によると、1799年7月に彼がスウェーデンを通過したとき (実際には8月であった)、そこでの困窮はこれまでイギリスが経験したどれよりもかなり大きかった」と述べている。日記と照合する限り、この「実際には8月であった」という記述はおそらく間違いで、「実際には6月であった」とするべきであろう。

8 [訳注] ここでのライ麦パンは、小麦粉が主原料として作られたパンにライ麦そのものが粒状のまま練り込まれたものではなく、ライ麦粉が主原料として作られたパンである。時代はしばらく後になる ↗

ものだったし、栄養の面でも、この惨めな食事の結果が彼らの青白く不健康な顔つきにあまりにもはっきりと表れていたことからして、ほとんど似つかなかったものと思われる<sup>9</sup>。

スウェーデンの当該地方でそのときに蔓延していた稀少の程度は、わが国民がイギリスでこれまで経験してきたどんな場合よりもはるかに大きかったということは、ほとんど疑いえない。にもかかわらず、われわれが知りえた限りでは、パン製造に使われる主な穀類であるライ麦の価格は、その平時の平均価格の2倍を超えるほどに騰貴することはなかった。他方イギリスでは、昨年、稀少の程度が〔スウェーデンのヴェルムランドよりも〕はるかに低いことを認めざるをえなかったにもかかわらず、小麦価格は以前の3倍を上回って騰貴したのである。 3

かつては豊作が見込まれていたにもかかわらず、収穫ののちに異常な高価格が継続したことで、公衆はよりいっそう驚嘆し、困惑している。常識のある多くの人は、どこかで悪事が働いているに違いないという大衆の共通の叫びに共鳴し、すべての公憤は、独占業者 (monopolizers)、買占商 (forestallers)、転売屋 (regraters) に向けられてきた——独占業者、買占商、転売屋といった言葉は、恐ろしい呪いとともに皆の口から発せられ、ありとあらゆる仲介業者に対して、つまりその商品の栽培者と消費者との間を行き来するすべての種類の業者に対して見境なく使われる。

〔高等法院の〕首席判事を筆頭に、〔一般市民から選ばれた〕大陪審員たち (grand juries) による指示が国中で民衆の声を後押ししたために、思慮深い人なら誰しも、わが国の市場における将来の供給に不安を抱くに相違ない。ゆえに、私はこ  
う考えるほかない。不当にとがめられてきたと私が思う人たち、一大国家の食糧等の商品<sup>10</sup>を分配する複雑な機械<sup>11</sup>においては絶対に欠かせないと経済学者であれば誰もが必ず考える人たち、この種の人たちに罪を負わせることになしに、生活必需品に 4

9 が、ドイツを訪れていたリカード (David Ricardo, 1772-1823) は、大陸の貧民が主食とするものとしてライ麦について語っている (Ricardo 1951-73, VII: 164/訳 195)。

9 [訳注] のちの『人口論』第2~6版では、ヴェルムランド (Värmland) という地名こそ出てこないが、ここでの窮状についてより詳細に記されている (Malthus 1986, II: 175-76/訳 206)。マルサスの日記にもこの地名を見つけることはできないが、同地方にある「ヴィーネルン湖」は登場している (James 1966: 77-78/訳 66, 68)。

10 [訳注] 1772年、エドモンド・バーク (Edmund Burke, 1729/30-97) は「買占 (forestalling) や転売 (re-grating)、独占 (engrossing) という商慣習を禁ずるイングランドの法令を廃止すること」に努めた (Collins 2020: 70)。バークのこうした行いに不満を抱いていたのが、高等法院 (High Court of Justice) の首席判事 (Lord Chief Justice) ロイド・ケニオン (初代ケニオン男爵 Lloyd Kenyon, first Baron Kenyon, 1732-1802) であった。投機家による人為的な価格引上げを信じて疑わなかったケニオンの働きかけにより、1799年11月8日にマーク・レーンの穀物取引所で穀物の買占を行ったジョン・ラスビー (John Rusby) が起訴され、1800年7月4日、この穀物商は法廷に立たされた。ケニオンがこのような行動に出た理由のひとつには、貧民の国家的な救済を大衆に示すことで秩序のある社会を構築しようという狙いがあったとされる (Rusby 1800; Girdler 1800: 231; Bonar 1885: 218; Hay 2004 [2022/03/28 閲覧]; Collins 2020: 76)。マルサスの叙述には、ケニオンによるラスビーの裁判が念頭にあったと考えられている (高橋 1947: 190)。

11 [訳注] ここでの複雑な機械 (machinery) は市場を喩えたものである。訳注 24 も見よ。

における現在の高価格をうまく説明できるならば、神の御心<sup>みこころ</sup>にかなうのではない<sup>12</sup>かと。

しかしながら、私がこの問題に関心を抱いているのは、私がただ真理の愛好者かつ祖国への篤志家だからであるということをおかじめ述べておかねばならない。公衆の憤慨が現在向けられているこれらの仲買人や大規模借地農業者の誰とも、私はどんな利害関係<sup>コネクション</sup>も有していない。すなわち、わずかな固定給を得る一個人として、私は確実に、食糧の高価格が最も重くのしかかってくるに違いない階級に属しているのである。

本題に入ろう。この王国<sup>イギリス</sup>の多くの地方で穀物価格に比例して救貧手当を増加させようとする試みが可能であったのは、この王国<sup>イギリス</sup>の豊かさと同様であったからであり、その試みは、[この王国<sup>イギリス</sup>と他国を]比較していえば、稀少に見合うと思われる程度をはるかに超えてこの国の食糧価格を騰貴させてきた唯一の原因ではないか、つまり、これが原因とならない他国なら実現するであろう水準を超えてこの国の食糧価格を騰貴させてきた唯一の原因ではないかと、私にはきわめて強く感じられてやまないのである。

5

読者には、われわれが経験する結果にはこの原因は妥当しないのではないかと、初めは思われるかもしれない。けれども、数分間だけ我慢して公平な注意を私に向けてくれるのであれば、読者にこう確信してもらえると期待している。すなわち、これは、わが国民が不満を抱いている食糧価格の現在の高騰をもたらす妥当な原因であるばかりか、稀少が現実存在していることを容認すれば、この稀少を実際に生み出した試みは、現在幾ペンスに値する重さ4ポンドのパンの塊を、1年未満のうちに幾シリングまで騰貴させる原因でもある、と。

アダム・スミスは、『国富論』第1編第7章において]きわめて正しくこう述べている。すなわち、ある商品が販売される際の現実価格は、その自然価格——すなわち、ほどよく豊作な時分の通常利潤をもたらすようにその商品が市場に出荷される価格——と、需要に対する供給の割合とで形成される、と。任意の商品が稀少である場合、その自然価格は考慮の外に置かれることを余儀なくされ、その現実価格は、供給を上回る需要の超過分によって規制される。

ある商品が50人から大いに需要されているが、その商品の生産においてとある失敗があったことで、40人に供給するに足るだけしかないと仮定しよう。もし上

12 [訳注]「神の御心<sup>みこころ</sup>にかなうのではないか (I should do an acceptable service)」は、ベンジャミン・フランクリンの『自伝』の一節「神のみ心にもっともかなう奉仕は人に善をほどこすことである (The most acceptable service of God is doing good to man)」(Franklin 1904: 205/訳 187)を想起させる。マルサスとフランクリンの関係は意外に深い。『人口論』第2版の序文および第1編第1章にもフランクリンの名前が言及されている。ただし、マルサスの蔵書目録にある『フランクリン著作集』(Franklin 1793)には『自伝』の前半部分のみしか収録されておらず、先の一節を含む後半部分を、マルサスが実際に参照できたかどうかは不明である。

から40番目の人がこの商品に支出できる2シリングをもち、彼より上の39人は——その金額はばらばらであるが——2シリングよりも多くもち、彼より下の10人は全員2シリング未満をもっているとするれば、その財の現実価格は、取引の真の諸原理によって、2シリングとなるだろう。もし2シリングを上回る金額が要求されるとすれば、その全部が販売されることはないだろう。なぜならば、この財に支出できる2シリングをもっているのは40人だけだからである。また、2シリング未満が要求される理由もない。なぜならば、その全部がその金額<sup>(2シリング)</sup>で売り払われうるからである。

6

そこで、ある人が、しめ出されていた貧者10人に、1人あたり1シリングを与えると仮定しよう。今では50人全員が、前に要求された価格2シリングを差し出すことができる。公正な取引に関するどんな真の原理に<sup>よ</sup>拠ったとしても、商品はすぐさま騰貴しなければならない。そうでなければ、私はこう尋ねるだろう。50人全員が2シリングを差し出せるのに、いったいどんな原理にたてば、その中から10人を拒否できるのか、と。というのも、仮定によると、商品は依然として40人分しかない。貧者の2シリングも富者の2シリングも同等の資格を有している。もしわれわれが最貧の10人——彼らが誰であろうがかまわない——にその商品が行き届かない水準までその価格を釣り上げるのを阻止しようと干渉するならば、誰がしめ出されるべきかを、硬貨を投げて決めるか、くじを引いて決めるか、サイコロを振って決めるか、戦って決めるかしなければならない。一国の諸商品を分配するに際してこれらのやり方が貨幣による卑劣極まりない選別よりも適しているかどうかの問題に立ち入ることは、私の現在の目的を超えているであろう。しかし確かに、どの文明国民の慣習にしたがっても、また承認済みのあらゆる商業取引の原理に従っても、価格は50人中10人の購買力が到達しえない水準まで騰貴することが容認されるはずである。この水準はおそらく半クラウン<sup>2シリング6ペンス</sup>以上で、それがこの商品の目下の価格となるだろう。しめ出された10人に1人あたりもう1シリング与えるとしよう。そうすれば、全員が半クラウン<sup>2シリング6ペンス</sup>を提示できるであろう。その結果、価格はすぐさま3シリング以上に騰貴するはずである。同様のことを繰り返しても、そのたびごとに価格は騰貴するだけである。

7

この作用の進展過程において、しめ出される10人はいつも同一であるとは限らないであろう。最初にしめ出された10人のなかで最も豊かな者は、おそらく最初の40人のなかで最も貧しい者よりも上位になるであろう。こうしたわずかな変化は起こるに違いない。最貧困層への追加手当と、彼らよりも上位にいる人たちにのしかかる高価格の負荷とは、この2つの階層を平準化する傾向があるだろう。だが、それらが完全に平準化されてしまうまでは、10人はつねにしめ出されていなければならないし、価格はつねに上位40番目の人が支払える金額付近に定まるだろう。〔したがって、〕施しが継続して与えられる限り、売り手間のいかなる団結や

8

共謀を考えなくとも、またいかなる不正取引を考えなくとも、以上の作用はこの商品の価格を法外に騰貴させるであろう。

<sup>イギリス</sup>この国では、穀物およびその他の食糧の価格は、多少複雑ではあったが、まさしく同じ作用で騰貴してきたのである。私がここで挙げてきた例証での1シリングの施しとまったく同じように作用してきたため、救貧法制度や教区手当制度がなければ、それらの価格はその現在の高さまで到達することはなかったであろうと、私は確信している。

1799年の収穫は、質・量ともに悪かった。生産物がかなり不足しているように見えたこと、そしてその結果として、荷車1台あたりの小麦価格がほぼ間髪入れずに20ポンドに騰貴したことを否定する者はほとんどいないであろう。11月初頭に北欧から帰ってみると、<sup>アラーム</sup>危機的状況があまりに大きく、あまりに全般的に広がっていて、しかも穀物価格もあまりに高くなっていることがわかったため、私の初見が次のようだったことを思い出した。すなわち、穀物価格はおそらく、その不足の程度に完全に応じて騰貴していたし、この危機的状況のごく早期から輸入が見込まれていることを考慮すれば、当該年内には穀物価格はそれほど騰貴しないのではないかと。この推測に際して、私は大いに間違っていたようである。しかし、豊かさ

9

においては同等であるが、救貧法制度と教区手当制度をもたない、他のどの国においても、小麦価格が荷車1台あたり〔ポンド換算すると〕25ポンドを超えることはなかったであろうということには、ほとんど疑いはない——この25ポンドは、あまりに大多数の通常の消費を不可能にするほど高かったために、輸入量を加えても作物の不足がその年の間中継続してきたのである。

<sup>イギリス</sup>この国の救貧法制度と教区手当制度は、すなわち、その名誉のために付言するならば、社会の上流・中流階級の思いやりは、こうした事態を至極当然のように変えてしまった。貧民は、自らの賃金では家族に1切れのパンさえも与えることはできないと治安判事（*justices [of the peace]*）に不満を訴えた。治安判事は、心底思いやりをもって——こう述べても不適切ではないと思うが——彼らの不満を聴き、当時の小麦価格で彼らが家族を扶養できる最小額はいくらであるかを尋ね、それに応

13 [訳注] 治安判事は、下級裁判所で、陪審や正式起訴を必要としない略式裁判を行う裁判官のことである。その起源は中世イギリスにまで遡る。治安判事は、ジェントリなどの地方有力者が原則無給で任命される名誉職であったが、テューダー朝時代には、判事たちの権限の拡張に伴い、裁判官の職域を超越した地方行政官としての責務を多く負わされたと言われている。これらは、松村・富田（2000: 384-85; “Justice of the Peace”）に依拠している。渡会（2000: 2）は、治安判事が貧民救済にどのように関わっていたかについて次のように述べている。「貧民救済の実務に当るのは、教区内の有力戸主から選ばれた貧民監督官（*overseers of the poor*）である。貧民監督官は無給で1年任期である。教区会（*vestry*）が候補者を推薦し、治安判事（*justice of the peace*）が貧民監督官を任命する。治安判事は、貧民監督官により救済を拒否された貧民から訴えがあるとき、貧民監督官から事情を聴取し必要と認めた場合には、貧民監督官に対して救済を命ずることができる。したがって治安判事の個性によって、救済が気前良く与えられるかどうかが左右されたといってもよい」。のちに登場する *magistrate* は *justice of the peace* の別称であるため、本訳文では、*magistrate* と *justice [of the peace]* を区別せずに、「治安判事」として訳出した。訳注18も見よ。

じて救済を教区に命じたのである。貧民は当時、しばらくは、ほぼ通常量の小麦粉を購入することができた。しかし、<sup>イギリス</sup>本国の在庫は、輸入を見込んでも、その全国民にいつも通りの分配を許容するには十分ではなかった。作物は急速に底をつきつつあった。市場での取引がある日はいつでも、需要は供給を超過していた。これらの問題を判断することを生業とする人たちは、<sup>14</sup>1~2か月後には稀少の程度は今よりもっと大きくなるだろうと確信していた。それゆえに、有能な人々は自分たちの穀物を隠していたのである。そのようにすることによって、彼らは疑いなく自己の利益を考慮に入れていた。だが同じく疑いなく、彼らは国家の真の利益を——その意図があったか否かは重要ではないが——考慮に入れていたのである。なぜならば、もし彼らが自分たちの穀物を隠していなかったとすれば、過剰な消費がなされ、この年の終わりには稀少ではなく飢饉が生じていただろうからである。<sup>15</sup>

このようにして穀物は自然に騰貴したのである。貧民は再び困窮することになった。新たな不満が治安判事に訴えられ、さらなる救済が施された。しかし、<sup>16</sup>タンタロスの口から遠ざかる水のように、穀物はなお貧民の手からすり抜けて再び騰貴し、そのために彼らは家族の健康を守るのに十分な量を購入できなくなってしまった。今や危機的状況はいっそう大きくなり、<sup>17</sup>いっそう広がった。治安判事の個々の権限に現在の危機における適切な救済方法を定める能力があるものとは考えられておらず、州内の他の<sup>ジェントルマン</sup>紳士たちの英知が加わって治安判事たち (magistrates)<sup>18</sup>の総

14 [訳注] 彼らは、いわゆる相場師のことである。

15 [訳注] ここでの「稀少」は食糧の相対的不足を、「飢饉」は食糧の絶対的不足を示していると思われる。毛利 (2008: 8) は、エドモンド・パークの小冊子 *Thoughts and Details on Scarcity* (Burke [1795] 1999) の邦語タイトルを『飢饉についての考察と詳論』としているが、ここに明瞭に示されている *famine* と *scarcity* との概念上の違いを考慮すると、ミスリーディングな訳出であるように思われる。

16 [訳注] ギリシア神話に登場する王タンタロスは、ゼウスの秘密を人間に漏らすなどの行いによって、神々の怒りを買ひ、沼へと落とされた。喉の渇きをいやすために彼がうつむくと、水はたちまち干上がってしまった (井上 1980: 633)。タンタロスは、目前にある欲しいものを手に入れることのできない苦しみを表す代名詞として使われる。ここでは、穀物を買おうとするたびに穀物価格が騰貴していく状況が喩えられている (高橋 1947: 191)。

17 (原注) 私は、当時住んでいた近辺で起こったことを描写している。この王国の多くの州 (counties) でほとんど同様のことが起こったと信ずる理由が私にはある。

18 [訳注] 訳注 13 で言及したように、magistrate は justice of the peace (治安判事) の別称である。1816 年 10 月、イングランド南西部デヴォンシャー (現デヴォン州) のフォード・アビー——当時ここにジェレミ・ベンサム (Jeremy Bentham, 1748-1832) の借家があった——に滞在していたジェームズ・ミル (James Mill, 1773-1836) は、友人リカードに次のような手紙を送っている。「治安判事 (magistrate) でもあるこの牧師は善良な方で、私にこう語っています。教区扶助が申請され次第、治安判事として彼が下さなければならない決定は、自分の人生の重荷になっている、と。飢えている人に施すことは、餓死寸前にあるその他大量の教区民への施しを奪うことに他ならないからです」(Ricardo 1951-73, VII: 87 / 訳 103)。時代は 15 年以上後のことであるが、命の選択を委ねられることもあった治安判事の心境をここに看取できるであろう。また同年 11 月、トラウ (Hutches Trower, 1777-1833) はリカード宛に次のような手紙をしたためている。「私はこの付近 [ゴダルミング] で治安判事 (Magistrate) をやろうと計画中です。そうすることで自分も役に立てると思っていますし、巣箱の中で働かない雄バチ (drones) の 1 匹にはなりたくないのです。(中略) 議会の承認があれば、治安判事も、救済を施す権限が一般規則により自らに付与されていると思えるでしょう…」(ibid.: 96 / 訳 113)。これは、ジョン・ウェイランド (John Weyland, 1774-1854) がその著書『人口と生産の原理』(1816 年) で行ったマルサス批判 1



会が招集された。しかしその結果は、従前の救済制度が継続され拡張されただけに終わった。他にどんなことがやれたのかというと、本音を言えば、私にもほとんどわからない。この救済が小麦粉の形態で与えられた教区もあれば、それが、全額を小麦粉で作られるパンに支出せず<sup>19</sup>に何か他の食料<sup>フード</sup>を選択するようにとの条件付きで、貨幣の形態で与えられた教区もあった——後者のほうがよかったのは確かである。しかしながら、以上のことが依拠している原理とは、異なる家族における小麦粉の通常消費量はどのくらいかを調査し、小麦粉が稀少になる前とほぼ同じ消費量を彼らが購入できるようにするというものだった<sup>19</sup>。下層階級が貨幣の支配力をこうして追加的に獲得し、その結果としての消費の増大によって、その時点の価格での購買者数は自然と供給を超過するであろう。結果的に穀物は騰貴し続けるだろう。多くの教区における救貧税は、1ポンドにつき4シリングから14シリングに増加した<sup>20</sup>。小麦価格は必然的にそれに足並みをそろえて騰貴した。年末以前は、それは荷車1台あたり約40ポンドであった。おそらくこの原因が作用していなかったならば、それは25ポンドを超えることはなかっただろうし、それどころか20ポンドさえも越えなかったであろう。

12

貧民のなかには、貨幣支配力の追加分を、バターやチーズ、ベーコン、<sup>ビッケルド・ボーク</sup>豚肉の酢漬け、コメ、ジャガイモなどの購入に利用する者も当然いるだろう。これらのどの商品の量も、穀物の量より限られている。それゆえ、これらの商品は、穀物よりも急激な需要の増加を感じることになるであろう。もしバターやチーズ、ベーコン、<sup>ビッケルド・ボーク</sup>豚肉の酢漬け、より粗悪な肉類（coarser parts of meat）が、それらの通常価格のまま継続するとすれば、多くの人はいそれらを購入し、劣悪なパンのおともにしたり、あるいは自らのジャガイモとコメに風味を与え栄養を付加したりするで

19 に関連して書かれたものである。この手紙を含むリカードとトラワとの間で交わされた一連の書簡類には、救貧法に関する彼らの所見や当時の地方における貧民の窮境（失業者数や教区救済金の支給額）が記されている点で大変興味深い。

19 [訳注] 給付金の物価スライド制については、斎藤（1991: 162-64）に例示がある。

20 [訳注] 救貧税の徴収対象やその納税者について、渡会（2000: 2）は次のように述べている。「個々の教会を中心とする教区（parish）を単位として教区内の貧民を救済するために、教区内の土地・建物等目に見える財産の占有者（所有者というよりも利用者）から救貧税（poor rates）を徴収する。救貧税を直接負担するのは地主というよりも、借地農業者、商人、事業者など、むしろ資本家であった。ただし地主階級は救貧税の負担が地代に転嫁されるとして不満をもっていた」。救貧税の主たる納税者は、「中産階級」（矢野 2013: 803）に属する借地農業者ないし「借地農場経営者」（原 1997: 4）であったと考えられている。たとえば、一定面積の土地をその地主から借りて事業を行う借地農業者を考えてみよう。この場合、この借地農は、地代1ポンド（£）につきいくらかという形で救貧税を負担しなければならない（原 1993: 25）。リカード『経済学および課税の原理』の救貧税に関する章では、このような想定のもとで次のように論じられている。「もし2人の借地農業者が同一教区内の2つの異質な土地を借りていて、一方は最も肥沃な土地50エーカーに対して年額100ポンドの地代を、他方は最も痩せた土地1000エーカーに対して年額100ポンドの地代を支払うものとすれば、彼らは、いずれも土地改良を試みない限り、同額の救貧税を支払うことになるだろう」（Ricardo 1951-73, I: 258/訳 298-90）。借地農業者ではなかったが、マルサスの「父ダニエルは年間4ポンド強の救貧税を負担するシアール教区内で17位の高額納税者であり、典型的な中小郷紳であった」（マルサス学会 2016: 5）。救貧税に関するその他の詳細な説明として、澤田（2016: 101-102）がある。

あろう。そのため、これらの財の供給はそれらの需要の半量にも満たなかったであろう。これらの商品はこうして穀物と同じように自然的かつ必然的に騰貴した。公正な取引に関する真の原理に従って、それらの価格は、需要を満たす供給を可能とするような人数のみが支払える金額に定まったのである。

この金額に定めることは、どんな商品であれ、その取引者や投機家の誰もがもつ大きな目的である。もちろんその目的のために、この取引者や投機家はみな、自らの私的判断を行使せざるをえない。物事を熟考する人は、投機にときおり誤りがあっても驚きはしないのに、投機の誤りがありに少ないことには、また巨大国家の供給が豊富であっても稀少であっても年中まったく等しく分配されていることには、はるかに大きな驚きを感じざるをえないのである。社会にとってきわめて幸いなことに、これらの場合においては、個人の利害は公共の利害とあまりにも親密かつ密接に絡み合っているために、一方の利益なしには他方は利益を得られないし、一方が損失を被るならば他方も損失を被らざるをえないのである。穀物が荷車1台あたり20ポンドであるときに、2か月以内にそれが30ポンドになると予想して、自分の穀物を市場にもたらずのを拒む人は、彼の判断が正しくてその投機に成功するのであれば、国家にとって明確かつ確固たる恩人である。なぜならば、彼は、国家の穀物がよりいっそう不足する期間まで供給を保留することになるからである。もし彼や他の人たちがこのようにして穀物を保管しておかなければ、穀物は、2か月以内に30ポンドどころか、40ポンドにも、あるいは50ポンドにもなるであろう。

13

もし彼が投機を誤るとすれば、彼自身はおそらくかなり大きな損失を被り、国家は少ない損失しか受けないであろう。なぜならば、彼が自分の穀物を20ポンドで市場にもたらしていたとすれば、価格はもっと早く下落していただろうからである。このことは、価格の下落を許容できるだけの十分な穀物がイギリスにあることを示している。しかし、この場合に国家が被る軽微な害悪は、市場の供給過剰によってほぼ完全に補償される。供給過剰時には、穀物はもち出され、価格は、さもなければ実現していたはずの水準未満に下落する。

14

独占やその他の厳しい言葉で幾度も語られてきたようなことは起こりえない、などと私は断じて言っていない。2~3の大資本や商社だけが購入するような、限られた性質の商品においては、そうしたことがしばしば起こっていたことは周知である。ごくまれな例としては、オランダ東インド会社 (the Dutch [East India] Company) が彼らの香料諸島 (spice islands) でナツメグの木々を破壊したように、

21 [訳注] 正式には The United East India Company である。

22 [訳注] ナツメグは、インドネシアのバンダ諸島をその原産地とする高さ約20メートルの常緑樹である (ツァラ2014: 18)。17世紀のオランダは香料諸島 (現インドネシアのモルッカ諸島) に対する支配を強め、スパイスの価格を管理するために、決められた数のナツメグしか栽培を許さなかった。オランダ政府からナツメグを含む3種類の高級スパイスの貿易独占権を与えられていたオランダ東インド会

財の一部が廃棄されて、その結果その財の価格が上がったこともある。しかし、穀物のようにあまりにも多くの人々の手中にある財については、それを本国で有害な規模で独占することは不可能であると言っても差し支えないであろう。廃棄すること、あるいは同じことであるが、売らないことが利益につながるほどの巨大な数量の穀物を購入できる豊かな資本は、豊かな商社は、どこにあるのか。彼らはどんなにがんばってもイギリスの穀物全体の4分の1すら購入できないであろうから、次のことは自明である。もし彼らの在庫のかなりの部分が販売されずに残されているとすれば、彼らは自らを犠牲にしてその他すべての穀物取引業者を豊かにさせたことになるだろうし、彼らの資本に対する利益率では、残りの農業者や穀物商の半分も得られないだろう。反対に、もし彼らの在庫がすべて販売されるとすれば、それは、投機が正しかったのであって、それによってイギリスは実際に利益を得たということの証拠であろう。

15

今年の収穫期の初頭に手元に残されていた古い穀物の在庫が異常に少なかったということ——ただし、このことは、今年の収穫が6月初頭に予想できた時期よりも1か月ほど前倒しされたこととは無関係である——は、今では広く認められていると思われる。このことは、穀物にはイギリスに損害を与えるような投機はなかったということの明白で決定的で議論の余地のない証拠である。大規模農業者と穀物商が行ったことは、1年を通じて穀物を継続的に供給できるだけの数の人々をその通常の消費からしめ出す価格にまで、穀物を騰貴させただけだった。しかしながらこの価格は、小麦が異常に騰貴していてもそれを継続的に購入できるようにと、教区手当を通じて労働貧民に付与された能力から、きわめて根本的かつ強力な影響を受けてきた。この能力によって穀物価格が非常に大きく下落することは、市場において供給過剰が現実に発生するまで必然的に阻止される。というのは、すべての在庫が荷車1台あたり30ポンドではける間は、取引に関するどんな通常の原理に従っても、その価格がそれ以下に下落することはありえないからである。この収穫の直前までは、私は、このような供給過剰が起こりそうであると、大いに見込んでいた。しかし今では、現在の作物の性質からして、このような幸せな出来事を今年中に期待することはできないのではないかと不安を抱いている。

16

現在の異常な食糧価格について私が帰してきた原因が結果に対して妥当であるということ、読者に納得してもらえたかどうかはわからない。しかし、私自身はこれを非常に強く確信している。もし読者が私と意見を異にしているとしても、それは程度の差であるにすぎず、教区手当の原理が実質的效果をうむほど十分に実行されていないと〔読者が〕考えているからにすぎない、と私は考えざるをえない。原

ㄨ 社は、プランテーション外のナツメグの樹木を伐採したといわれている。またヨーロッパ市場でのスパイスの流入量が過剰になると、ナツメグが価格下落の防止のためにアムステルダムで燃やされることもあったという（ツァラ 2014: 96-97; Swadling, et al. 2017: 275）

理そのものについていえば、もしそれが現実に実施されるとすれば、次のことはほとんど数学的論証が可能であると私には思われる。すなわち、現実に4分の1が稀少であり、輸入でそれを救済することもできないとすれば、教区手当の原理は、毎日消費される穀物量に対する通貨の割合が許容するほどの高さの価格を結果的にもたらずのが妥当であるということである。

労働の価格を食糧の価格にぴったりと釣り合わせるという提案は、下院においてしばしば——一度ならず、と私は思っている——なされてきた。これは、どんなときでも悪しき計画であろうが、にもかかわらず、適度に豊作な年度においても、穀類をかなり輸出する習慣のある国でも、差し支えなく通過することがある。ならば、現にそれが稀少である状態で、この提案がどんな作用をするか見てみることにしよう。議論の都合上、法律によってあらゆる種類の労働〔の価格〕が穀物価格に正比例して支払われなければならず、かつ富者は、失業して教区の手話になっている人々を、彼らが就業している場合と同様に扶養するために最大限の課税を余儀なくされると仮定する。〔また、〕食糧不足が発生し、それが自国の食糧全体の4分の1という救済困難な不足に及んでいると仮定する。かくも巨大な不足が生じるとしても、労働者階級に〔穀物の購入・消費を〕節約する道理がないだろうことは明らかである。彼らの賃金の〔名目的〕騰貴、あるいは彼らが受け取るであろう教区手当は、彼らが以前に——その価格はどうかあれ——購入したのとちょうど同じ数量の穀物等の食糧を、彼らに購入できるようにするであろう。もちろん、同じ数量が消費されるであろう。取引の通常の諸原理によると、在庫が減少し続けるにつれて、すべての生活必需品の価格は、最速で例を見ないやり方で騰貴し続けるだろう。社会の中流階級はすぐさま貧者の仲間入りを果たすだろう。最大級の資産家たちでさえ、異常な食糧価格のたび重なる圧力にも、他に何も扶養手段をもたない人たちへの手当のためによりいっそう法外な税を課されることにも、耐えられないだろう。穀物商や〔大規模〕農業者は疑いなく、損害を被る最後の人々であろうが、第3四半期が終わると、彼らは、片方の手で受け取ったものを、他方の手で引き渡さなければならない。そして、全財産の完全な平準化が行われるであろう。万人は同一量の貨幣をもつであろう。イギリスの食糧はすべて消費され、全国民がおしなべて飢えに苦しむであろう。

どの国でもこのような悲劇的な出来事が起こるはずだ、などと心配する必要はない。だが、私はあえてこのように想定しておいた。なぜならば、人間社会という複雑な機械<sup>24</sup> (machinery) においては、ある特殊な原理の効果は、それを極度におし

23 [訳注] ここでマルサスはピューリタン革命やフランス革命の恐怖を読者に想起させようとしているのかもしれない。

24 [訳注] ここでは、込み入った人間社会が複雑な機械で喩えられている。機械の比喩については、訳注11も見よ。なお、『人口論』初版には、「人間が想像しうる最高に美しい社会…でさえ、きわめて短期間のうちに…資産家階級と労働者階級に二分される社会、利己心をこの巨大なマシン (machine) のノ

進めることによって拡張されなければ、どんなに注意深い観察者の視野からも、しばしば消え去ってしまう、と私には思われるからである。

しかしながら私は、これまで語ってきたことから、教区手当は国家にとって有害だったと推論するつもりは毛頭ない。また、イギリスでこの制度がこれまで実施されてきた限りでは、あるいは実施されつつある限りでは、それは、その場の事情に応じて認められる最良の救済方法のひとつではないと推論するつもりも毛頭ない。私は別書で述べたように、概して、<sup>25</sup>救貧法制度をきわめて徹底的に非難しているのは確かであるが、現在の稀少状態においては救貧法の作用は<sup>イギリス</sup>本国にとって有益であったと、考えたい気がする。救貧法がもたらしてきた主要な利益は、まさに、きわめて痛烈に不平を訴えられたもの——すなわち、すべての生活必需品の高価格——である。貧民たちはこの価格に対する不平を大声で訴える。しかし彼らは、そうする際に、自分たちがいったい何をしているのか、ほとんどわかっていない。というのは、彼らのうち大多数が飢えの苦しみを免れてきたということは、疑いなく、この価格のおかげだったからである。

19

昨年は平作時の3分の2にすぎなかったと算段された。おそらくは、わが国が輸入したすべてのものの助けを借りたとしても、依然として6分の1から5分の1の不足が残るだろう。この島に1000万人の人々がいると仮定しよう。事物がその自然の成り行きに任されていたとすれば、この不足分のすべては、最貧の住民のうちの200万人、ことによると300万人にほとんどもっぱら襲いかかっていただろうし、その結果として彼らのうちのおびただしい数の人々が飢えに苦しめられたに違いない。教区手当の作用によって、食糧価格が非常に騰貴し、そのために困窮が200~300万人どころか、おそらく500~600万人に分け隔てなく降りかかり、残りの人々もそれをまったく感じないわけにはいかなかったのである。

20

それゆえ、貧民たちがこれほどまでに不平を訴える高価格は、200~300万人以上を貧民レベルに押し下げ、稀少による圧力をほぼ均等に分担させることによって、彼らの困窮を事実上軽減させてきたというわけである。

高価格がもたらすさらなる諸効果は次のことである。すなわち、この世のあらゆる階層においても厳しい節約を強制したこと、過剰な輸入を奨励したこと、そして、次年度に可能な限り多くの作物を得るためにあらゆる努力をしようとする、利己心という強力な動機によって農業者を活気づけたことである。

もし節約、輸入、可能な限りなされる将来の生産に対する奨励が、稀少を終わらせる最も有望な機会をもたないとすれば、実をいうと、それらに代わりうるより良い手段は何かについて語るができないのである。確かに、私はこの問題について

ㄨ 主な動力とする社会へと墮落する」(Malthus 1986, I: 74-75/訳156-57)とある。

25 [訳注] 救貧法は、『人口論』初版の主に第5章で批判されている(Malthus 1986, I: chapter 5)。マルサスの救貧法批判については、マルサス学会(2016: 34-35)を参照せよ。

て多くの誤解をしているかもしれない。しかし、白状しておくが、何名かの〔大規模〕農業者や穀物商を名指しして吊るし上げたりするよりもそれらのほうが、意図された目的に合致している可能性が高いように私には思われるのだ。

それゆえ、現在の稀少状態において貧民を救済するためになされてきたことに関して、それが食糧価格を大いに騰貴させてきたことは疑いえないことであっても、それに反対する推論を引き出すつもりは毛頭ない。私が主張するのは、自分たちの行いの結果を認識すべきであり、間違った人に責任を負わせるべきではない、ということだけである。

21

もし私が詳述してきた原因が、〔大規模〕農業者と穀物商とのいかなる不公正な取引も仮定することなく、食糧の現在の高価格を十分に説明できているとすれば、われわれが是非ともなすべきことは、その治療法 (course) があるに違いない疾患を抱えて働く人々のように現在の圧力に耐えることであって、豊作へと戻る過程に障害物を投げ込むことでもなければ、大衆の叫びを喚起し、〔大規模〕農業者や穀物取引業者に彼らの生命と財産に対する不断の恐怖をあおり続けることによって、わが国の市場における将来の供給を脅かすことでもない。

稀少状態にある一年が、ある国の居住者の大部分をひどく困窮させることなく過ぎ去ると仮定することは、事物の性質に矛盾することを仮定するものである。稀少とは、食糧が通常量よりも不足していることであって、それ以外の定義を私は知らない。もし国民の大部分が、以前はちょうど過不足ない量をもっていたとすれば、このような稀少時には、彼らは疑いなくそれよりも過少な量しかもっていないはずである。稀少が人為的になされることはあまりにもありえないことのように私には思われるため、2,000万~3,000万ポンド・スターリング貨の資本をもつある人ないしある集団が本国の穀物の半分を買い占めているということが証明されるまでは、やはり稀少が人為的になされると考えるべきではないと自認している。しかしながら、この問題については、一般人に属するきわめて尊敬すべき幾人かのわが友人と意見を異にしていることを知っている。彼らはこう述べる。十分な貨幣さえもっているなら、自分が望む量だけ穀物を得ることもできようから、稀少が現実起こりうるというのはまったくありえない、と。本当のことを言えば、いっそう知識がありそうな多くの人、まったく同じように主張しているのである。私はこの問題について労働者たちとしばしば語り合い、彼らに次のことを示そうと努めた。すなわち、もし私や彼らが非常に多くの貨幣をもっていて、他の人々がわずかな貨幣しかもっていないとすれば、確かにわれわれは、自分たちほど豊かではない人々の取り分を取り上げることによって、好きな量だけ穀物を購入することができるだろうが、もし国民全員が同一額をもっていて、全員に供給できるだけの穀物が本国にはないとすれば、たとえわれわれが何百万ポンドを所有していても、貨幣と引き換えに自分たちの欲する分を得ることはできないだろう、ということである。とはい

22

え、私の説得術がどれほどの人心をつかんだのかはわからない。

現在、大衆の叫びは小規模農家に好意を示し、仲介業者に敵意を示している。この2つの叫び声が現在ほど矛盾している時はありえない。なぜなら、仲介業者が打ちのめされれば必然的に小規模農業者も打ちのめされると思われるためである。小規模農業者は、彼の地代の支払いと彼が雇う人たちへの支払いを可能にするために、自らの少額の資本に対する収益を速やかに必要とする。それゆえ彼は、収穫のほぼ直後に穀物を市場に発送しなければならない。もしこの小規模農業者が、〔大規模〕農業者と同様に穀物取引商の仕事内容も兼務する必要がある、しかも市場需要に見合うような供給の調整のためにしばらく手元においておく必要があるとすれば、彼には2倍の資本が絶対に必要となるだろうし、もしそれだけの資本がなければ、彼は破産するだろう。

23

常識と知識のある多くの人は食糧高価の原因を紙幣の流通量に帰してきた。イングランド銀行の正貨支払い停止<sup>26</sup>によって、紙幣の発行がその自然の妨げをもたなくなると、その流通量が通貨価値を引き下げるのではないかという懸念には、確かにそれなりの理由があった。しかし、銀行券が正貨と比較して著しく減価していなければ、このことは確かにどれほどの規模でも起こりえないであろう。こういう〔銀行券の著しい〕減価は〔現実には〕起こらなかったのも、その害悪の進行は緩慢かつ段階的だったに違いなく、それが昨年きわめてはっきりと感じられた食糧価格の突然かつ異常な騰貴——その前に食糧がほどよく安価な季節があり、イングランド銀行の正貨支払い停止はそれよりもさらに前だった——をもたらしたはずがない。

24

しかしながら、注意しなければならない事情がひとつある。同一量ないしほぼ同一量の諸商品に付される価格がよりいっそう高くなる場合、それらを一国内に流通させるには、より多量の媒介物——それがどんなものであれ——が必要となるに違いない。諸商品の流通が増えれば、自然と媒介物も増えていく。それゆえ、おそらくは、イングランド銀行もこれを根拠としてその銀行券の発行数を増やす必要性を理解していたであろう。あるいは、イングランド銀行がそうしなかった場合でも、この不足分は、地方銀行家によって満たされてきたのである——彼らは、以前よりも今のほうが、すなわち多くの人が資本の過剰取引へと誘惑されやすい稀少時のほうが、より多量の地方銀行券がより長く〔市中に〕とどまっている、ということに気づいていた。それゆえ、もし紙幣の流通量が昨年中に大いに増加してきたとすれば、それは食糧価格の高騰の原因よりもむしろ結果であると、私は考えたい。しかしながら、流通媒介物のこの充満は、食糧が再び安価になるための障害物のひとつとなるだろう。

25

26 [訳注] イングランド銀行の正貨支払い停止は1797年のことである。これについては、たとえば、Viner (1937: 122-24/訳 124-25) を参照せよ。

27 (原注) 稀少時における諸商品の流通量はおそらく豊作の年ほど多くはない。

公衆の注目が現在、不安とともに釘付けになっている下院の〔11月11日の〕会合は、現在の国難からわが国民を救済することを目論んでいる。しかし、より思慮深い人々はこの問題をそれほど楽観的には感じていない。なぜならば、この種の困窮に対して立法府の介入によってなしうるのがいかに少ないかを知っているからである。わが国はパンの法定売価の決定に介入しているのである。現在の場合においてはおそらく、立法府による最良の介入のひとつは、その法定売価を廃止することであろう。確かに団結と共謀の存在を信じる傾向を私はもち合わせていない。しかし、小麦の騰貴の後に小麦粉の騰貴がすぐさま続くことに比べると、小麦が減価してから小麦粉が減価するまでに経過する期間はより長いために、食品計量者たち (meal weighers) がロンドン市長 (the Lord Mayor) への返礼として何らかの小細工を行ったのかもしれないと誰しも思いたくなるだろう<sup>28</sup>。もし公衆がこの件において損害を被るとすれば、それは明らかに法定売価によるものであって、それがなければ、このような細工をする機会もないだろう。きわめて多くのパン屋があるロンドンのような都市においては、いったいどんな場合に法定売価を要する機会が存在しうるのか。そのような規定がとにかく必要であるとすれば、それは地方の村か小さな町において最も必要ではなかろうか——こうした地方の村や小さな町ではおそらく、パン屋の仕事をするのは一人だけであるため、彼にはしばらくの間自分の顧客をだます機会がありうるのである。しかし、ロンドンのように競争の機会があるところでは、このようなことは起こりえないであろう。もし法定売価がないとすれば、購入されるパンの重量と品質に、より多くの注意が絶えず払われることになるだろう。そして、これら品質と重量の2点で最良のものを売るパン屋が最大の顧客をもつことになるだろう。この規制が取り除かれるならば、黒パン (brown bread) 問題<sup>29</sup>も大部分取り除かれるだろうし、おそらくは大量の黒パンが消費されるだろう。

26

スープ屋<sup>30</sup>、そして一般人の間ではかつて用いられることのなかったものから栄養豊富な美味しい食料<sup>フード</sup>を作ろうとするあらゆる試みが大いに働いたことで、現在の困窮状態がうまれたのは明らかである。

28 [訳注] この一文は、金融街シティの行政長であるロンドン市長なら通貨発行量に影響力を行使できるであろう、といった大衆イメージに依拠した記述であると思われる。なお、『食糧高価論』が書かれた当時のロンドン市長 (1799~1800年) はホイッグのハーヴェイ・クリスチャン・クーム (Harvey Christian Combe, 1752-1818) で、その夫人は穀物問屋 (Boyce Tree) の娘であった (*The History of Parliament* [2022/03/17 閲覧])。

29 [訳注] のちの『人口論』第2~4版には、最下層の人々が「最も粗悪でみすばらしい衣類」とともに何とか購入できたものとして「漆黒のパン (the brownest bread)」(Malthus 1986, III: 536) についての記述がある——第5版以降におけるこの記述の削除は、最下層階級の購買力や食習慣の変化が関係しているのかもしれない。「漆黒のパン」は、「最低限だけふるいにかけて小麦粉、ライ麦粉、及び大麦粉」を主原料とする褐色のパンであったという。これら黒パン問題を含むパンと下層階級の食文化については、マルサス学会 (2016: 3-4) を参照せよ。

30 [訳注] ここで訳出した「スープ屋 (Soup shop)」は、無料ではなく格安で食事を提供する炊き出し (soup kitchen) といったところのものと考えられる (Pinks 1865: 117; Sutton 1996: 322)。



ここ数年のうちで最良の季節においてさえも、わが国民は自家消費に十分な穀物を栽培したことはなかった。これは今や広く承認された事実であり、またそれは最近、ポートルランド公爵がオックスフォード州知事に宛てた手紙<sup>31</sup>のなかで公認となった。一方で20年前は、わが国民は膨大な量の穀物を輸出する不断の習慣をもっていた。イギリスの農業がこの期間中に本来あるべき比率ほどには増進してこなかったと想定することは可能であっても、農業が後退してきたとはとても想像できない。だとすれば、イギリスが居住者を扶養する能力を現在もっていないことの原因を人口増加に帰する以外に、いったいどんな原因に帰することができるのか。私は、わが国のあらゆる作物不足による困窮の最近の厳しい圧力を、『人口の原理に関する試論——それが社会の将来の改善におよぼす影響を付して』と題して約2年前に出版された試論において私が説明しようと努めた原理におけるきわめて有力な一例証とみなさないわけにはいかないと自認している。その読者の多くは、この試論を、社会の現状には適用不可能な見かけ倒しの議論としかみなさなかったのである。なぜならば、その試論はこれらの問題に関する若干の先入観と矛盾したからである。しかしながら、2年の省察によって私は次のことを強く確信するに至った。すなわち、その試論で提起された原理が真であること、それが社会の下層階級の意気消沈と貧困の継続の真の原因であること、彼らを救済しようと彼らのことを思って設けられたすべての現行制度がまったく不適切であること、わが国民が近年経験してきたのと同じような困窮の時季が定期的に繰り返されていることである。

27

今ではその試論は1年以上も絶版状態にある。しかし私は、別の版を公にすることを延期してきた。というのは、それが、その原理をもつばら社会の現状に直に適

28

31 [訳注] これは、第3代ポートルランド公爵ウィリアム・ヘンリー・キャヴェンディッシュ・キャヴェンディッシュ=ベンティンク (William Henry Cavendish Cavendish-Bentinck, third Duke of Portland, 1738-1809; 1792年からオックスフォード大学名誉総長) がオックスフォード州知事第4代マールボロ公爵ジョージ・スペンサー (George Spencer, fourth Duke of Marlborough, 1739-1817) に宛てた1800年9月29日付手紙のことである (Oxford University 1900: 19)。この手紙の内容は、*Parliamentary Register* (1801: 264-65) によって知ることができ、『食糧高価論』の内容と合致する次のような議論もある。「社会のきわめて多くの人々は…最近の稀少は人為的なものであり、時代の困難と困窮に乗じて大衆の犠牲のうゑに己を富ませようとする特定の強欲な利害関係者の期待感と思惑のせいであると信じ込んでいます。(中略) この王国中の今年の収穫状況に関する入手可能な情報からして、最も楽観的に見積もっても、申し訳ありませんが、その〔穀物〕生産量は平均収穫量の4分の3を超えそうもないと言わなくてはなりませんし、それが5分の3を超えることはないだろうというのが、多くの人々の考えです。しかし、遺憾ながら申し上げます、その量がどうであれ、大豊作時 (the best of years) における穀類の全生産量ですらこの国の年間消費量に及ばないことはあまりにもよく知られています」 (*Parliamentary Register* 1801: 264)。『食糧高価論』に含まれるいくつかの議論の執筆に際して、マルサスがこの手紙から何らかの着想や情報を得た可能性は否定できない。同時代の著作物、たとえば、*Scots Magazine* (1800: 884-886) や I. W. (1801: 17) に見られるように、ポートルランド公の手紙は当時かなり流布したものと考えられる。その他、この手紙の重要性に注目した研究としては、Wells (1988: 240) や Rule and Wells (1997: 20-21) がある——ただし、これらの論著では手紙の日付が29日ではなく30日となっている。たとえば、前者は次のように述べている。「ポートルランドの返信の最後のものにあたる30日付の手紙はきわめて重要である。ポートルランドは、自由市場は〔目下の危機を〕治癒する特質を有しているとこれまで繰り返し述べてきたが、さらに卸売業者を断固として正当化し、同様に、現在の異常なまでの危機が1800年の不作に直接的に由来すると断固として主張したのである」 (Wells 1988: 240)。

用し、他国の状態についてわれわれが最も信頼できる諸報告から当該原理の作用の力強さと普遍性とを例証しようと努めることによって、より公衆の注目に値するものとなりうるものとしたという希望があるからである。かつては特別な用事があり、最近では思いがけない不運な邪魔が入って、私はこれまでこの問題にしっかりと注意を向けることがまったくできていなかった。しかしながら、そうすることを私は思い抱き続けてきた。さしあたり、現在の緊急事態において、公に蓄積されてきた知識に微力を加えようとするこの性急な試みが率直に受け取られるのであれば幸いである。<sup>32</sup>

#### 参考文献

- Collins, G. M. 2020. *Commerce and Manners in Edmund Burke's Political Economy*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Bonar, J. 1885. *Malthus and His Work*. London: Macmillan.
- Burke, E. [1795] 1999. *Thoughts and Details on Scarcity*. In *The Portable Edmund Burke*, edited by I. Kramnick. New York: Penguin Books.
- Franklin, B. 1793. *Works of the late Doctor Benjamin Franklin Consisting of His Life Written by Himself, Together with Essays, Humorous, Moral and Literary, Chiefly in the Manner of the Spectator*, 2 vols. London: G. G. J. and J. Robinson.
- . 1904. *The Works of Benjamin Franklin, Including the Private as well as the Official and Scientific Correspondence, Together with the Unmutilated and Correct Version of the Autobiography*, compiled and edited by J. Bigelow, Vol.I. New York: Putnam's Sons. (渡辺利雄 [訳]. 2004. 『フランクリン自伝』中央公論新社)
- Girdler, J. S. 1800. *Observations on the Pernicious Consequences of Forestalling, Regrating, and Ingrossing*. New Bridge-Street: H. Baldwin and son.
- Hanna, W. A. 1978. *Indonesian Banda: colonialism and its aftermath in the Nutmeg Islands*. Philadelphia: Institute for the Study of Human Issues.
- Hay, D. C. 2004. Kenyon, Lloyd, first Baron Kenyon (1732-1802). In *Oxford Dictionary of National Biography*, edited by Leslie Stephen, Sidney Lee, and Christine Nicholls. Oxford: Oxford University Press.  
[https://digitalcommons.osgoode.yorku.ca/cgi/viewcontent.cgi?referer = & httpsredir = 1 & article = 1138 & context = scholarly\\_works\\_History\\_of\\_Parliament](https://digitalcommons.osgoode.yorku.ca/cgi/viewcontent.cgi?referer=&httpsredir=1&article=1138&context=scholarly_works_History_of_Parliament)  
<https://www.historyofparliamentonline.org/volume/1790-1820/member/combe-harvey -christian-1752-1818>
- [I. W.] 1801. *Democracy the Cause of the Present Dearth, and Sufferings of the Poor*. London: Wright.

32 [訳注] マルサスは、『食糧高価論』執筆後の1800年11月28日付で、学生時代からの友人ターナー (George Turner) にロンドンから手紙を送っている。「あなたの手紙は、私が訪れていた可愛い親戚〔のちの妻ハリエットの一家〕がいるバースに届いておりました…」(Malthus 1897: 270) という一文から始まる手紙には、ケンブリッジ時代のマルサスの「ユーモアに富んだ気質」(Keynes 1972: 81/訳111) を彷彿させるものがある。手紙の後段には次のように書かれている。「あなたも家庭菜園をやる者 (farmer) として私に感謝していただきたく存じます。もし暴徒が私の頭を水に突っ込むことがあっても、独占業者や買占商が数枚の乾いた布切れを私に差し出してくれるものと期待しています。この小冊子〔『食糧高価論』〕が流布し、この国の人口に関する話が世間を騒がせているために、いまやどこでも購入できなくなっている『人口論 (the Essay)』についての問い合わせが来ております。このことが私を次の版へと進ませる活力となればと思っておりますが、本音を申し上げますと、いまの私にはそれが億劫に感じております」(Malthus 1897: 271)。

- James, Patricia. (ed.) 1966. *The Travel Diaries of Thomas Robert Malthus*. London: Cambridge University Press. (小林時三郎・西沢 保 [訳]. 2002. 『マルサス北欧旅行日記』 未来社)
- . 1979. *Population Malthus: His Life and Times*. London: Routledge.
- Keynes, J. M. [1933] 1972. *Essays in Biography*. In *The Collected Writings of John Maynard Keynes*, edited by The Royal Economic Society, Vol.X. London: Macmillan. (大野忠男 [訳]. 1980. 『ケインズ全集 第10巻 人物評伝』 東洋経済新報社)
- Malthus, T. R. 1800. *An Investigation of the Cause of the Present High Price of Provisions*. London: Johnson. (堀経夫・入江奨 [訳]. 1949. 『食糧高価論その他』 創元社)
- . 1897. Letters of Malthus to Macvey Napier. *The Economic Journal*, 7(26) : 265-71.
- . 1986. *The Works of Thomas Robert Malthus*, edited by E. A. Wrigley and D. Souden, 8 vols. London: Pickering. (Vol.I/齊藤悦則 [訳]. 2011. 『人口論』 光文社古典新訳文庫; Vol.II-III/大淵寛・森岡仁・吉田忠雄・水野朝夫 [訳]. 1985. 『マルサス 人口の原理 [第6版]』 中央大学出版部)
- Nakazawa, N. 2017. What Attracted Keynes to Malthus's *High Price of Provisions*? *Erasmus Journal for Philosophy and Economics*, 10(2) : 24-44.
- Oxford University. 1900. *The Historical Register of the University of Oxford*. Oxford: Clarendon Press.
- Parliamentary Register; or, History of the Proceedings and Debates of the House of Commons*. 1801. London: the Oriental Press (Wilson and Co.).
- Pinks, W. J. 1865. *The History of Clerkenwell London*: J. Pickland. Place Collection (British library) Ad. Ms. 27799.
- Ricardo, D. 1951-73. *The Works and Correspondence of David Ricardo*, edited by P. Sraffa with the Collaboration of M. H. Dobb, 11 vols., Cambridge: Cambridge University Press. (日本語版「リカード全集」刊行委員会 [訳]. 1969-99. 『リカード全集』(全11巻) 雄松堂)
- Rule, J. and Wells, R. 1997. *Crime, Protest, and Popular Politics in Southern England, 1740-1850*. London: The Hambledon Press.
- Rusby, J. 1800. *Trial of John Rusby in the Court of King's Bench, Guildhall, London, Before Lord Kenyon and a Special Jury, for Reagrating Corn in the Corn-Exchange, Mark-Lane, on the 8th of November 1799*. London: Wilson and Co.
- Scots Magazine, or General Repository of Literature, History, and Politics, for the Year MDCCC*. 1800. Vol.62. Edinburgh: Chapman and Co.
- Sutton, P. 1996. Soup and Supervision: the Metropolitan Watch and Clock Making Trade 1797-1817, *Journal of History Sociology*, 9(3) : 315-34.
- Swadling, P., R. Wagner, and B. Laba. 2017. *Plumes from Paradise*. Sydney: Sydney University Press.
- Viner, J. 1937. *Studies in the Theory of International Trade*. New York: Harper and Brothers. (中澤 進一 [訳]. 2010. 『国際貿易の理論』 勁草書房)
- Wells, R. 1988. *Wretched Faces: famine in Wartime England 1793-1801*. New York: St. Martin's Press.
- 井上義昌 [編]. 1980. 『英米故事伝説事典』(増補版) 富山房。
- 小林時三郎. 1968. 『マルサス経済学の方法』 現代書館。
- 小林時三郎. 1972. 『マルサスの経済理論』 現代書館。
- 斎藤 修. 1991. 「マルサスの処方箋」 草光俊雄・近藤和彦・斎藤 修・松村高夫 [編著] 『英国をみる——歴史と社会』 リプロポート : 159-74。
- 澤田庸三. 2016. 「1830～1850年代イギリスの「救貧法改革と公衆衛生法改革」の再考:「権威秩序体制及び統治機構の再編」における「権威の二重構造化」という視座」『法と政治』(関西学院大学) 66(4) : 77-166.
- 高橋誠一郎. 1947. 『西洋経済古書漫筆』 好学社。
- ツアラ, F. [著]・竹田 円 [訳]. 2014. 『スパイスの歴史』 原書房。
- 中澤信彦. 2009. 『イギリス保守主義の政治経済学——バークとマルサス——』 ミネルヴァ書房。

- 原 剛. 1993. 「イングランド救貧法再訪」『城西大学大学院研究年報』9: 17-29。
- 原 剛. 1997. 「救貧法研究ノート」『城西大学大学院研究年報』13: 1-18。
- 松村 越・富田虎男 [編著]. 2000. 『英米史辞典』研究社。
- マルサス学会 [編]. 2016. 『マルサス人口論事典』昭和堂。
- 毛利健三. 2008. 『古典経済学の地平』ミネルヴァ書房。
- 森 茂也. 1982. 『イギリス価格論史——古典派需給論の形成と展開——』同文館出版。
- 矢野 聡. 2013. 「1834年イギリス新救貧法再考」『政経研究』(日本大学) 49(3): 797-819。
- 渡会勝義. 2000. 「デイヴィド・リカードウの救貧論と貯蓄銀行」『一橋大学社会科学古典資料センター Study Series』45: 1-61。